

結婚新生活支援事業・結婚祝金支給事業《フローチャート》

結婚に伴う事業は①が優先されますが、条件によっては②の対象となり、10万円から最大60万円までの支給要件に該当します。

以下のフローチャートにより、どちらの事業に該当するか確認できます。

婚姻届の受理日は令和6年1月1日以降ですか？

はい ↓

いいえ →

婚姻届が受理された日の年齢が、夫婦ともに39歳以下ですか？

はい ↓

いいえ →

対象となる住宅が町内にあり、申請時に夫婦双方または一方が住民票に記載され居住していますか？

はい ↓

いいえ →

該当する項目がありますか？

- 夫婦および同居している世帯員に、町税等の滞納がある。
- 夫婦および同居している世帯員に、暴力団関係者がいる。
- 夫婦のいずれか一方が、過去において同事業の支給を受けたことがある。

いいえ ↓

はい →

夫婦の所得金額の合計が500万円未満ですか？

- ◇ 貸付型奨学金を返済中の方は、夫婦の合計所得から年間返済額を控除して算出。

住居取得等の契約名義人は申請者本人ですか？
(ただし、夫婦いずれかの名義口座から費用が引き落とされている場合を除く)

はい ↓

→いいえ

↓

夫婦のいずれか一方が、婚姻日において半年以上前から町内に居住していますか？(※)

はい ↓

いいえ →

①該当

②該当

非該当

①の該当金額が10万円未満で、
(※)の要件に該当する場合は、
10万円までの差額分が②に該当。

①→結婚新生活支援事業
②→結婚祝金支給事業